

Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約 【現改比較表】 2021年12月3日現在

～2021年12月30日

2021年12月31日～

<p>目次</p> <p>第1条～第5条の2（略）</p> <p>第5条の2の2 ビデオ会議サービスの細目</p> <p>第5条の3～第43条（略）</p> <p>別記</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 ビデオ会議専用端末機器の販売等</p> <p>4 ビデオ会議専用端末機器に関する保守サービスの提供</p> <p>5～6（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>第1章 第1条～第4条（略）</p> <p>第5条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第5条の2（略）</p> <p>第5条の2の2 削除</p> <p>第5条の3～第43条（略）</p> <p>別記</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5～6（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>第1章 第1条～第4条（略）</p> <p>第5条（略）</p>
---	--

(ビデオ会議サービスの種類)

第5条の2 ビデオ会議サービスには、次の種類があります。

種類	内容
<u>タイプ1</u>	<u>当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、同時に参加できる会議室の人数を選択できるもの。</u>
タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。

(ビデオ会議サービスの細目)

第5条の2の2 ビデオ会議サービス(タイプ1に係るものに限りです。) には、料金表に規定する細目があります。

(ビデオ会議サービスの提供区間等)

第5条の3 (略)

(ビデオ会議サービスの種類)

第5条の2 ビデオ会議サービスには、次の種類があります。

種類	内容
タイプ3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信サービスであって、別記7に定めるスマートグラス端末を使用するもの。

第5条の2の2 削除

(ビデオ会議サービスの提供区間等)

第5条の3 (略)

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 (略)

(ビデオ会議契約申込の方法)

第7条 ビデオ会議契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社指定の方法により、ビデオ会議サービス取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、住民票、印鑑証明書又は運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) ビデオ会議サービスの種類及び細目 [\(タイプ1に係るものに限ります。\)](#)
- (2) 利用者数等
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

第8条 ～ 第16条 (略)

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 (略)

(ビデオ会議契約申込の方法)

第7条 ビデオ会議契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社指定の方法により、ビデオ会議サービス取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、住民票、印鑑証明書又は運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) ビデオ会議サービスの種類
- (2) 利用者数等
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

第8条 ～ 第16条 (略)

<p>第3章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>付加機能 (Universal One GW機能に限ります。以下この号において同じとします。) について、その付加機能に係るUniversal Oneサービスに係るUniversal One契約者 (当社のUniversal Oneサービス契約約款に定める者をいいます。) の当社指定の方法による同意がないとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>第16条の4 (略)</p>	<p>第3章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>第16条の4 (略)</p>
<p>第4章 ~ 第9章 (略)</p>	<p>第4章 ~ 第9章 (略)</p>

別記

1 ~ 2 (略)

3 ビデオ会議専用端末機器の販売等

3-1 タイプ1に係るもの

- (1) 当社は、ビデオ会議契約者(タイプ1に係る者に限ります。)から請求(利用者数等の変更の請求(利用に係る会議室付利用者、利用者、セット、ポート又は50人同時接続会議室付利用者の数を追加するものに限ります。)及び別記4-1に定める保守サービスの請求と同時に行われた場合に限ります。)があったときは、ビデオ会議専用端末機器(ビデオ会議契約者(タイプ1に係る者に限ります。)がビデオ会議を利用するために使用する専用設備をいいます。以下この号において同じとします。)を販売します。この場合、ビデオ会議契約者(タイプ1に係る者に限ります。)は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)から請求があったときは、ビデオ会議専用端末機器の設置に係る工事を行います。この場合、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) ビデオ会議専用端末機器の引渡しは、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)がビデオ会議専用端末機器を受取ったことを当社が確認したことにより完了するものとしします。
- (4) ビデオ会議専用端末機器の所有権は、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)によるビデオ会議専用端末機器の販売に関する料金、ビデオ会議専用端末機器の設置に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社からビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)に移るものとしします。
- (5) 当社は、ビデオ会議契約者((1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)から請求があったときは、別記4-1に定めるところにより、保守サービスを提供します。

別記

1 ~ 2 (略)

3 削除

- (6) 当社は、ビデオ会議専用端末機器の販売及び設置に係る工事を日本国内でのみ行います。
- (7) ビデオ会議契約者 ((1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)
は、次に掲げる事項について保証するものとします。
- ア ビデオ会議契約者 ((1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限りま
す。) が、関連法規によりビデオ会議専用端末に係る技術の提供を禁止されている者
又は経済産業省の定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないこと
- イ ビデオ会議専用端末を、核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造
又は使用に供しないこと
- ウ ビデオ会議専用端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと
- (8) (1)から(7)までに規定するほか、ビデオ会議専用端末機器の販売に関する料金及び工事
に関する費用の支払方法については第26条(料金等の支払い)に、消費税相当額の加算につ
いては第32条(消費税相当額の加算)に、延滞利息については第30条(延滞利息)の規定に
それぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、ビデオ会議サービスに準じるも
のとします。

3-2 削除

4 ビデオ会議専用端末機器に関する保守サービスの提供

4-1 タイプ1に係るもの

- (1) 当社は、ビデオ会議契約者（別記3-1(1)に規定するビデオ会議端末の販売に係る者に限ります。）から請求（別記3-1（ビデオ会議専用端末機器の販売等）に規定するビデオ会議専用端末機器の販売の請求と同時に行われた場合に限ります。）があったときは、ビデオ会議専用端末機器（コーデック及び資料共有アダプタに限ります。）に関する保守サービスを提供します。
- (2) 保守サービスの提供を開始する日は、そのビデオ会議専用端末機器に関する設置の工事の日とします。
- (3) 保守期間（保守サービスを提供する期間をいいます。以下同じとします。）は保守サービスの提供を開始した日から起算して1年後の日を含む料金月の末日までとします。
- (4) (3)の保守期間の満了の日の40日前までに当社又はビデオ会議契約者（(1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。）のいずれからも異議がないときは、保守期間は満了の日の翌日から更に1年間自動的に継続するものとし、以降も同様とします。
- (5) ビデオ会議契約者（(1)に規定するビデオ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。）は、(3)及び(4)の保守期間内に保守サポートの利用の廃止があった場合（ビデオ会議契約の解除があったことによる場合を含みます。）は、当社が定める期日までに、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する額を支払っていただきます。
- (6) 当社は、ビデオ会議専用端末機器の保守サービスを日本国内でのみ提供します。
- (1)から(6)までに規定するほか、ビデオ会議専用端末機器の保守サービスに関する料金の支払方法については第26条（料金等の支払い）に、消費税相当額の加算については第32条（消費税相当額の加算）に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については ビデオ会議サービスに準じるものとします。

4-2 削除

5 ~ 6 （略）

4 削除

5 ~ 6 （略）

料金表

第1表 料金（付帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) <u>ビデオ会議サービス（タイプ1に係るものに限ります。）の細目に係る料金の適用</u>	<u>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり利用の態様による細目を定めます。</u>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th> <th><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>IDプラン</u></td> <td><u>そのビデオ会議契約に係る利用者識別符号の数が、同時にビデオ会議サービスを利用できる者の数の上限となるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>ポートプラン</u></td> <td><u>契約者が契約するポートの数が、同時にビデオ会議サービスを利用できる者の数の上限となるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>内容</u>	<u>IDプラン</u>	<u>そのビデオ会議契約に係る利用者識別符号の数が、同時にビデオ会議サービスを利用できる者の数の上限となるもの</u>	<u>ポートプラン</u>	<u>契約者が契約するポートの数が、同時にビデオ会議サービスを利用できる者の数の上限となるもの</u>
	<u>区分</u>	<u>内容</u>					
<u>IDプラン</u>	<u>そのビデオ会議契約に係る利用者識別符号の数が、同時にビデオ会議サービスを利用できる者の数の上限となるもの</u>						
<u>ポートプラン</u>	<u>契約者が契約するポートの数が、同時にビデオ会議サービスを利用できる者の数の上限となるもの</u>						
<p><u>備考</u></p> <p><u>同時にビデオ会議サービスを利用する者の数は、現に2者間ビデオ会議を行っている利用者の数と現に多数間ビデオ会議を行っている利用者及びゲスト（料金表（第1表（料金（付帯サービスに関する料金を除きます。））に規定するゲストリンク機能により多数間ビデオ会議に参加する者をいいます。以下同じとします。）の数を合算した数とします。</u></p>							

料金表

第1表 料金（付帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1) <u>削除</u>	<u>削除</u>

<p>(2) <u>ビデオ会議サービス (タイプ 1 に係るものに限ります。)</u> の通信の区別</p>	<p>ビデオ会議サービスには、次表に定める通信の区別がありません。</p> <table border="1" data-bbox="387 268 1014 507"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th> <th><u>内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2 者間ビデオ会議</u></td> <td><u>2 の利用者の間で行うビデオ会議</u></td> </tr> <tr> <td><u>多数間ビデオ会議</u></td> <td><u>3 以上の者の間で会議室において行うビデオ会議</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 多数間ビデオ会議は、会議室又は会議室利用者の利用に係るビデオ会議サービスに係る利用者及びゲストに限り行うことができます。</u></p> <p><u>2 多数間ビデオ会議については、(3)に規定するところにより同時に参加可能な者の数の上限があります。</u></p> <p><u>3 利用者は、2 者間ビデオ会議と多数間ビデオ会議を同時に利用することはできません。</u></p>	<u>区分</u>	<u>内容</u>	<u>2 者間ビデオ会議</u>	<u>2 の利用者の間で行うビデオ会議</u>	<u>多数間ビデオ会議</u>	<u>3 以上の者の間で会議室において行うビデオ会議</u>	<p>(2) <u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>								
<u>区分</u>	<u>内容</u>																
<u>2 者間ビデオ会議</u>	<u>2 の利用者の間で行うビデオ会議</u>																
<u>多数間ビデオ会議</u>	<u>3 以上の者の間で会議室において行うビデオ会議</u>																
<p>(3) ビデオ会議サービスにおける同時に参加可能な者の数の上限</p>	<p>ア <u>ビデオ会議サービス (タイプ 1 に係るものに限ります。)</u> における多数間ビデオ会議については、次表に規定するところにより同時に参加可能な者の数の上限があります。</p> <table border="1" data-bbox="387 1034 1014 1369"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th> <th><u>同時に参加可能な者の数の上限</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>5 人同時接続会議室</u></td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td><u>10 人同時接続会議室</u></td> <td><u>10</u></td> </tr> <tr> <td><u>20 人同時接続会議室</u></td> <td><u>20</u></td> </tr> <tr> <td><u>30 人同時接続会議室</u></td> <td><u>30</u></td> </tr> <tr> <td><u>40 人同時接続会議室</u></td> <td><u>40</u></td> </tr> <tr> <td><u>50 人同時接続会議室</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p>	<u>区分</u>	<u>同時に参加可能な者の数の上限</u>	<u>5 人同時接続会議室</u>	<u>5</u>	<u>10 人同時接続会議室</u>	<u>10</u>	<u>20 人同時接続会議室</u>	<u>20</u>	<u>30 人同時接続会議室</u>	<u>30</u>	<u>40 人同時接続会議室</u>	<u>40</u>	<u>50 人同時接続会議室</u>	<u>50</u>	<p>(3) ビデオ会議サービスにおける同時に参加可能な者の数の上限)</p>	<p>ア <u>削除</u></p> <p>イ (略)</p>
<u>区分</u>	<u>同時に参加可能な者の数の上限</u>																
<u>5 人同時接続会議室</u>	<u>5</u>																
<u>10 人同時接続会議室</u>	<u>10</u>																
<u>20 人同時接続会議室</u>	<u>20</u>																
<u>30 人同時接続会議室</u>	<u>30</u>																
<u>40 人同時接続会議室</u>	<u>40</u>																
<u>50 人同時接続会議室</u>	<u>50</u>																

(4) 利用料金の適用	(略)	(4) 利用料金の適用	(略)													
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	(略)	(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	(略)													
(6) 付加機能の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用	<p>ア 付加機能 (タイプ 1 (H.323接続機能及びUniversal One GW機能に係るものに限ります。) 及びタイプ 3 に係るものに限ります。) の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して13か月間とします。</p> <p>イ 第16条の4 (付加機能の最低利用期間) の規定にかかわらず、付加機能 (タイプ 1 (ゲストリンク機能に係るものに限ります。)) に係るものに限ります。) の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算してそのビデオ会議サービスの最低利用期間の末日までの期間とします。</p> <p>ウ (略)</p>	(6) 付加機能の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用	<p>ア 付加機能 (タイプ 3 に係るものに限ります。) の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して13か月間とします。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p>													
(7) 利用者数等の変更等があった場合の取扱い	<p>利用者数等の変更又は付加機能の変更があった場合の取扱いは次の通りとします。</p> <p>ア タイプ 1 に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="407 1114 996 1495"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">変更内容</th> <th colspan="2">取り扱い</th> </tr> <tr> <th>申出日</th> <th>適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利用者数又は会議室数の変更</td> <td>利用者数又は会議室数の増加に伴う変更の場合</td> <td>変更希望日の10営業日前までの場合</td> <td>希望日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>上記以外の場合</td> <td>申込み日から10営業</td> </tr> </tbody> </table>	変更内容		取り扱い		申出日	適用日	利用者数又は会議室数の変更	利用者数又は会議室数の増加に伴う変更の場合	変更希望日の10営業日前までの場合	希望日	上記以外の場合	上記以外の場合	申込み日から10営業	(7) 利用者数等の変更等があった場合の取扱い	<p>利用者数等の変更又は付加機能の変更があった場合の取扱いは次の通りとします。</p> <p>ア 削除</p>
変更内容				取り扱い												
		申出日	適用日													
利用者数又は会議室数の変更	利用者数又は会議室数の増加に伴う変更の場合	変更希望日の10営業日前までの場合	希望日													
	上記以外の場合	上記以外の場合	申込み日から10営業													

				<u>日後以降の希望日</u>		
		<u>利用者数又は会議室数の減少に伴う変更の場合</u>	<u>変更希望日の40日前までの場合</u>	<u>変更希望日の翌日</u>		
			<u>上記以外の場合</u>	<u>申込み日から40日後の翌日</u>		
	<u>利用者名称、及び会議室名称の変更</u>		<u>変更希望日の10営業日前までの場合</u>	<u>希望日</u>		
			<u>上記以外の場合</u>	<u>申込み日から10営業日後以降の希望日</u>		
	<u>音声会議連携機能に関する変更</u>	<u>本機能を利用する会議室付利用者の追加、変更、減少の場合</u>	<u>変更希望日の11営業日前までの場合</u>	<u>希望日</u>		
			<u>上記以外の場合</u>	<u>申込み日から11営業日以降の希望日</u>		
		<u>上記以外の場合</u>	<u>変更希望日の10営業日前までの場合</u>	<u>希望日</u>		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="412 172 546 360"></td> <td data-bbox="546 172 680 360"></td> <td data-bbox="680 172 846 360"> <u>上記以外の 場合</u> </td> <td data-bbox="846 172 994 360"> <u>申込み日か ら 10 営業 日以降の希 望日</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="412 360 994 691"> <u>備考</u> 本規約において、「営業日」とは、<u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）を除く日をいいます。</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="412 691 994 794"> イ（略） ウ（略） </td> </tr> </table>			<u>上記以外の 場合</u>	<u>申込み日か ら 10 営業 日以降の希 望日</u>	<u>備考</u> 本規約において、「営業日」とは、 <u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）を除く日をいいます。</u>				イ（略） ウ（略）					イ（略） ウ（略）
		<u>上記以外の 場合</u>	<u>申込み日か ら 10 営業 日以降の希 望日</u>												
<u>備考</u> 本規約において、「営業日」とは、 <u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）を除く日をいいます。</u>															
イ（略） ウ（略）															
(8) 基本料金の適用	<u>ア タイプ1に係るもの</u> <u>(ア) IDプランに係る基本料金は、契約者が利用する1か月あたりの利用者、会議室、会議室付利用者又はセットについて2-1-1（基本料）ア（タイプ1に係るもの）（ア）（IDプランに係るもの）に規定する料金額ごとに計算しその合計額とします。</u> <u>(イ) ポートプランに係る基本料金は、契約者が利用する1か月あたりのポート又は50人同時接続会議室付利用者について2-1-1（基本料）ア（タイプ1に係るもの）（イ）（ポートプランに係るもの）に規定する料金額ごとに計算しその合計額とします。</u> イ（略） ウ（略）	(8) 基本料金の適用	<u>ア 削除</u> イ（略） ウ（略）												
2 料金額 2-1 利用料金	2 料金額 2-1 利用料金														

2-1-1 基本料

ア タイプ1に係るもの

(ア) IDプランに係るもの

<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>料 金 額 (月額)</u>
<u>会議室付利用者</u>	<u>5人同時接続会議室付利用者</u>	<u>1の会議室付利用者ごとに</u>	<u>18,000円</u> <u>(19,800円)</u>
	<u>10人同時接続会議室付利用者</u>	<u>1の会議室付利用者ごとに</u>	<u>27,000円</u> <u>(29,700円)</u>
	<u>20人同時接続会議室付利用者</u>	<u>1の会議室付利用者ごとに</u>	<u>42,000円</u> <u>(46,200円)</u>
	<u>30人同時接続会議室付利用者</u>	<u>1の会議室付利用者ごとに</u>	<u>57,000円</u> <u>(62,700円)</u>
	<u>40人同時接続会議室付利用者</u>	<u>1の会議室付利用者ごとに</u>	<u>72,000円</u> <u>(79,200円)</u>
	<u>50人同時接続会議室付利用者</u>	<u>1の会議室付利用者ごとに</u>	<u>87,000円</u> <u>(95,700円)</u>
<u>会議室</u>	<u>5人同時接続会議室</u>	<u>1の会議室ごとに</u>	<u>18,000円</u> <u>(19,800円)</u>
	<u>10人同時接続会議室</u>	<u>1の会議室ごとに</u>	<u>27,000円</u> <u>(29,700円)</u>
	<u>20人同時接続会議室</u>	<u>1の会議室ごとに</u>	<u>42,000円</u> <u>(46,200円)</u>
<u>利用者</u>		<u>1の利用者ごとに</u>	<u>3,600円</u> <u>(3,960円)</u>
<u>セット</u>	<u>5人会議室セット</u>	<u>1のセットごとに</u>	<u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>
	<u>10人会議室セット</u>	<u>1のセットごとに</u>	<u>48,600円</u> <u>(53,460円)</u>

2-1-1 基本料

ア 削除

	<u>20人会議室セット</u>	<u>1のセットごとに</u>	<u>90,000円</u> <u>(99,000円)</u>	
<u>備考</u> <u>当社は、そのビデオ会議契約者に会議室付利用者を提供している場合は、会議室を</u> <u>提供しません。</u>				
<u>(イ) ポートプランに係るもの</u>				
	<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額 (月額)</u>	
	<u>ポート</u>	<u>1のポートごとに</u>	<u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>	
	<u>50人同時接続会議室付利用者</u>	<u>1の会議室付利用</u> <u>者ごとに</u>	<u>-</u> <u>-</u>	
<u>イ (略)</u>				<u>イ (略)</u>
<u>ウ (略)</u>				<u>ウ (略)</u>

2-1-2 付加機能利用料

ア タイプ1に係るもの

<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>料 金 額 (月額)</u>
<u>H.323 接続機能</u>	<u>ビデオ会議サービスと、通信プロトコルのH.323により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための当社が指定する電気通信サービスとをH.323接続ゲートウェイ装置 (スタンダード) を介して相互に接続する機能</u>	<u>1 の H.323 接続ゲートウェイ装置ごとに</u>	<u>150,000円</u> <u>(165,000円)</u>
	<u>ビデオ会議サービスと、通信プロトコルのH.323により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための当社が指定する電気通信サービスとをH.323接続ゲートウェイ装置 (XL) を介して相互に接続する機能</u>	<u>1 の H.323 接続ゲートウェイ装置ごとに</u>	<u>280,000円</u> <u>(308,000円)</u>
<u>ゲストリンク機能</u>	<u>この機能を利用する契約者が指定する者 (利用者以外の者を含みます。) を含めた者による多数間ビデオ会議を行うことができる機能</u>	<u>1 の 契約ごとに</u>	<u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>
<u>音声会議連携機能</u>	<u>ビデオ会議サービスと当社のArcstar Conferencing 電話会議サービス契約約款に定めるArcstar Conferencing 電話会議サービス (期間限定Arcstar Conferencing 電話会議契約</u>	<u>1 の 契約ごとに</u>	<u>—</u>

2-1-2 付加機能利用料

ア 削除

	<p>及び簡易Web機能に係る部分を除きます。)又はArcstar Conferencing 会議サービス (A) (当社の Arcstar Conferencing 会議サービス (A) 利用規約の付則(平成27年8月28日VVサ第00003252号)の4の規定 (ArkadinAnytimeに係る部分に限ります。)に係るものに限ります。)とをH.323ゲートウェイ装置を介して相互に接続する機能</p>			
<p>Universal One GW 機能</p>	<p>ビデオ会議サービスと当社の Universal Oneサービス(当社の Universal Oneサービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)をクラウドコネクト機能(当社の Universal Oneサービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)を介して相互に接続する機能</p>	<p>1の契約ごとに</p>	<p>80,000円 (88,000円)</p>	
<p>備考</p> <p>1 当社は、契約者 (IDプランに係るものであって、会議室付利用者の利用に係る者に限ります。)にゲストリンク機能を提供します。</p>				

<p><u>2 当社は、利用者の数と会議室付利用者の数を合算した数とそのビデオ会議契約に係る多数間ビデオ会議における同時に参加可能な利用者の数を合算した数以上の場合に限り、ゲストリンク機能を提供します。</u></p> <p><u>3 当社は、契約者（IDプランに係る者であって、会議室付利用者及びゲストリンク機能の利用に係る者に限ります。）に音声会議連携機能を提供します。</u></p> <p><u>4 付加機能（Universal One GW機能に限ります。以下この4において同じとします。）の利用の請求をする契約者は、その請求に際し、その付加機能に係るUniversal Oneサービスに係るUniversal One契約者の当社所定の書面による同意をあらかじめ取得するものとします。</u></p>	
<p>イ タイプ3に係るもの（略）</p> <p>2-2（略）</p> <p>第2 手続きに関する料金（略）</p>	<p>イ タイプ3に係るもの（略）</p> <p>2-2（略）</p> <p>第2 手続きに関する料金（略）</p>

第2表 工事に関する費用（付帯サービスの工事費を除きます。）

第1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	<p>工事費は、工事の区分に応じ次表に定める工事の内容に係る工事費を合計して算出します。</p> <p>ア <u>タイプ1に係るもの</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th> <th><u>工事の内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>初期工事</u></td> <td><u>サイト構築に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費、H.323接続機能に関する工事費、運用導入に関する工事費、ゲストリンク機能又は音声会議連携機能に関する工事費、Universal One GW機能に関する工事費及び50人同時接続会議室付利用者の設定に関する工事費を合計して算出します。</u></td> </tr> <tr> <td><u>変更工事</u></td> <td><u>サイト設定に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費、50人同時接続会議室付利用者の追加に関する工事費及び50人同時接続会議室付利用者の変更に関する工事費を合計して算出します</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) ウ (略)</p>	<u>区分</u>	<u>工事の内容</u>	<u>初期工事</u>	<u>サイト構築に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費、H.323接続機能に関する工事費、運用導入に関する工事費、ゲストリンク機能又は音声会議連携機能に関する工事費、Universal One GW機能に関する工事費及び50人同時接続会議室付利用者の設定に関する工事費を合計して算出します。</u>	<u>変更工事</u>	<u>サイト設定に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費、50人同時接続会議室付利用者の追加に関する工事費及び50人同時接続会議室付利用者の変更に関する工事費を合計して算出します</u>
<u>区分</u>	<u>工事の内容</u>						
<u>初期工事</u>	<u>サイト構築に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費、H.323接続機能に関する工事費、運用導入に関する工事費、ゲストリンク機能又は音声会議連携機能に関する工事費、Universal One GW機能に関する工事費及び50人同時接続会議室付利用者の設定に関する工事費を合計して算出します。</u>						
<u>変更工事</u>	<u>サイト設定に関する工事費と施行した工事に係る利用者設定に関する工事費、50人同時接続会議室付利用者の追加に関する工事費及び50人同時接続会議室付利用者の変更に関する工事費を合計して算出します</u>						
(2) サイト構築に関する工事費の適用	(略)						
(3) サイト設定に関する工事費の適用	(略)						

第2表 工事に関する費用（付帯サービスの工事費を除きます。）

第1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	<p>工事費は、工事の区分に応じ次表に定める工事の内容に係る工事費を合計して算出します。</p> <p>ア <u>削除</u></p> <p>イ (略) ウ (略)</p>
(2) サイト構築に関する工事費の適用	(略)
(3) サイト設定に関する工事費の適用	(略)

(4)工事費の
減額適用

(略)

(4)工事費の
減額適用

(略)

第2 工事費の額

1 タイプ1に係るもの

ア IDプランに係るもの

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>工事費の額</u>
<u>初期工事費</u>	<u>サイト構築に関する 工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>50,000円</u> <u>(55,000円)</u>
	<u>利用者設定に関する 工事費</u>	<u>1の利用者又は会議 室付利用者ごとに</u> <u>1,000円</u> <u>(1,100円)</u>
	<u>H.323接続機能（ス タANDARD）に 関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>100,000円</u> <u>(110,000円)</u>
	<u>H.323接続機能（X L）に関する工事費</u>	<u>200,000円</u> <u>(220,000円)</u>
	<u>運用導入に関する工 事費</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>25,000円</u> <u>(27,500円)</u>
	<u>ゲストリンク機能又 は音声会議連携機能 に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>10,000円</u> <u>(11,000円)</u>
	<u>Universal One GW 機能に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u> <u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>
	<u>変更工事費</u>	<u>サイト設定に関する 工事費</u>
<u>利用者設定に関する 工事費</u>		<u>1の利用者又は会議 室付利用者ごとに</u> <u>1,000円</u> <u>(1,100円)</u>

第2 工事費の額

1 削除

イ ポートプランに係るもの

区分	単位	工事費の額
初期工事費	サイト構築に関する 工事費	1の工事ごとに 50,000円 (55,000円)
	50人同時接続会議室 付利用者の設定に関 する工事費	1の会議室付利用者 ごとに 200円 (220円)
	H.323接続機能に関 する工事費	1の工事ごとに 100,000円 (110,000円)
	Universal One GW 機能に関する工事費	1の工事ごとに 30,000円 (33,000円)
	運用導入に関する工 事費	1の工事ごとに 25,000円 (27,500円)
	変更工事費	サイト設定に関する 工事費
50人同時接続会議室 付利用者の追加に関 する工事費		1の会議室付利用者 ごとに 200円 (220円)
50人同時接続会議室 付利用者の変更に関 する工事費		1の会議室付利用者 ごとに —
備考 1の変更工事費における50人同時接続会議室付利用者の変更の数の上限は20としま す。		

2 (略)

3 (略)

2 (略)

3 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 (略)

第2 ビデオ会議専用端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用

1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>																				
<u>(1) ビデオ会議専用 端末機器の販売に関 する料金の適用</u>	<p>当社は、ビデオ会議専用端末機器の販売に関する料金を適用するにあたって、次表のとおりビデオ会議専用端末機器の区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>機器種別</u></th> <th><u>区分</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>コーデック</u></td> <td><u>スタンダードモデル2（小中規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>アドバンスモデル（中大規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>資料共有アダプタ</u></td> <td><u>DVIモデル</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>Webカメラ</u></td> <td><u>クリップ式モデル（個人向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>スタンド式モデル（中大規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6"><u>マイクスピー ーカ</u></td> <td><u>アナログマイクスピーカ（小中規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>アナログマイクスピーカ（中大規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>USBマイクスピーカ（小規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>USBマイクスピーカ（中規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>USBマイクスピーカ（大規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>拡張マイクスピーカ（中規模会議室向け）</u> <u>拡張マイクスピーカ（大規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>カメラ+マ イクスピー</u></td> <td><u>スタンダードモデル（小規模会議室向け）</u></td> </tr> <tr> <td><u>アドバンスモデル（中規模会議室向け）</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>機器種別</u>	<u>区分</u>	<u>コーデック</u>	<u>スタンダードモデル2（小中規模会議室向け）</u>	<u>アドバンスモデル（中大規模会議室向け）</u>	<u>資料共有アダプタ</u>	<u>DVIモデル</u>	<u>Webカメラ</u>	<u>クリップ式モデル（個人向け）</u>	<u>スタンド式モデル（中大規模会議室向け）</u>	<u>マイクスピー ーカ</u>	<u>アナログマイクスピーカ（小中規模会議室向け）</u>	<u>アナログマイクスピーカ（中大規模会議室向け）</u>	<u>USBマイクスピーカ（小規模会議室向け）</u>	<u>USBマイクスピーカ（中規模会議室向け）</u>	<u>USBマイクスピーカ（大規模会議室向け）</u>	<u>拡張マイクスピーカ（中規模会議室向け）</u> <u>拡張マイクスピーカ（大規模会議室向け）</u>	<u>カメラ+マ イクスピー</u>	<u>スタンダードモデル（小規模会議室向け）</u>	<u>アドバンスモデル（中規模会議室向け）</u>
<u>機器種別</u>	<u>区分</u>																				
<u>コーデック</u>	<u>スタンダードモデル2（小中規模会議室向け）</u>																				
	<u>アドバンスモデル（中大規模会議室向け）</u>																				
<u>資料共有アダプタ</u>	<u>DVIモデル</u>																				
<u>Webカメラ</u>	<u>クリップ式モデル（個人向け）</u>																				
	<u>スタンド式モデル（中大規模会議室向け）</u>																				
<u>マイクスピー ーカ</u>	<u>アナログマイクスピーカ（小中規模会議室向け）</u>																				
	<u>アナログマイクスピーカ（中大規模会議室向け）</u>																				
	<u>USBマイクスピーカ（小規模会議室向け）</u>																				
	<u>USBマイクスピーカ（中規模会議室向け）</u>																				
	<u>USBマイクスピーカ（大規模会議室向け）</u>																				
	<u>拡張マイクスピーカ（中規模会議室向け）</u> <u>拡張マイクスピーカ（大規模会議室向け）</u>																				
<u>カメラ+マ イクスピー</u>	<u>スタンダードモデル（小規模会議室向け）</u>																				
	<u>アドバンスモデル（中規模会議室向け）</u>																				

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 (略)

第2 削除

	<u>カ</u>	
	<u>ヘッドセッ</u>	<u>USBヘッドセット</u>
	<u>ト</u>	
	<u>什器、ディス</u>	<u>液晶ディスプレイ（小中規模会議室向け）</u>
	<u>プレイ</u>	<u>液晶ディスプレイ（中大規模会議室向け）</u>
	<u>ディスプレイスタンド</u>	

2 販売に関する料金及び工事費の額

2-1 ビデオ会議専用端末機器の販売に関する料金

機器種別	区 分	単 位	料 金 額
コーデック	スタンダードモデル2	1台ごとに	518,000円 (569,800円)
	アドバンスモデル	1台ごとに	1,087,200円 (1,195,920円)
資料共有アダプタ	DVIモデル	1個ごとに	64,000円 (70,400円)
Webカメラ	クリップ式モデル（個人向け）	1個ごとに	18,900円 (20,790円)
	スタンド式モデル（中大規模会議室向け）	1個ごとに	114,600円 (126,060円)
マイクスピーカ	アナログマイクスピーカ（小中規模会議室向け）	1台ごとに	87,300円 (96,030円)
	アナログマイクスピーカ（中大規模会議室向け）	1台ごとに	110,600円 (121,660円)
	USBマイクスピーカ（小規模会議室向け）	1台ごとに	26,800円 (29,480円)
	USBマイクスピーカ（中規模会議室向け）	1台ごとに	69,300円 (76,230円)
	USBマイクスピーカ（大規模会議室向け）	1台ごとに	151,300円 (166,430円)
	拡張マイクスピーカ（中規模会議室向け）	1台ごとに	93,900円 (103,290円)
	拡張マイクスピーカ（大規模会議室向け）	1台ごとに	37,800円 (41,580円)
カメラ付マイク	スタンダードモデル（小	5ごとに	42,600円

<u>スピーカ</u>	<u>規模会議室向け</u>		<u>(46,860円)</u>
	<u>アドバンスモデル(中規模会議室向け)</u>	<u>1セットごとに</u>	<u>158,700円</u> <u>(174,570円)</u>
<u>ヘッドセット</u>	<u>USBヘッドセット</u>	<u>1個ごとに</u>	<u>8,600円</u> <u>(9,460円)</u>
<u>ディスプレイ</u>	<u>液晶ディスプレイ(小規模会議室向け)</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>137,100円</u> <u>(150,810円)</u>
	<u>液晶ディスプレイ(中規模会議室向け)</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>233,200円</u> <u>(256,520円)</u>
	<u>ディスプレイスタンド</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>80,400円</u> <u>(88,440円)</u>
<u>備考</u> <u>当社は、資料共有アダプタ、Webカメラ、マイクスピーカ、カメラ付マイクスピーカ、ヘッドセット及びディスプレイについては、コーデックの申込みと同時に申込みがあった場合のみ、販売を行います。</u>			
<u>2-2 <u>ビデオ会議専用端末機器(タイプ1に係るものに限ります。)の工事に関する費用</u></u>			
<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>	
<u>ビデオ会議専用端末機器の設置に関する工事費用</u>	<u>コーデック1台につき1の工事ごとに</u>	<u>120,000円</u> <u>(132,000円)</u>	
<u>備考</u> <u>ビデオ会議専用端末機器の設置に関する工事は、土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日をいいます。)並びに年末年始(12月29日～1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間に行うものとしします。</u>			

第3 ビデオ会議専用端末機器（タイプ1に係るものに限ります。）に関する保守サービスに関する料金

1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>		
(1) <u>保守サービス（タイプ1に係るものに限ります。）に関する料金の適用</u>	<p>当社は、ビデオ会議専用端末機器（コーデック及び資料共有アダプタに限ります。）の保守サービスに関する料金を適用するにあたって、次表のとおりビデオ会議専用端末機器の保守サービスを提供します。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>センドバック</u></td> <td><u>そのビデオ会議端末専用機器の修理について当社の係員を派遣しないものであって、ビデオ会議サービス取扱所の営業時間外にその本機器の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</u></td> </tr> </table> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後12時、午後1時から午後5時までの時間をいいます。</u></p> <p><u>2 次の各号に規定する原因により生じた故障は、保守サービスの対象外とします。</u></p> <p><u>(1) 使用上の誤り又は不当な修理や改造によって生じた故障及び損傷</u></p> <p><u>(2) 販売後の輸送、移動、落下などによって生じた故障及び損傷</u></p> <p><u>(3) 火災、地震、水害、落雷、その他天変地異、公害、煙害、異常電圧などの外部要因によって生じた故障及び損傷</u></p>	<u>センドバック</u>	<u>そのビデオ会議端末専用機器の修理について当社の係員を派遣しないものであって、ビデオ会議サービス取扱所の営業時間外にその本機器の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</u>
<u>センドバック</u>	<u>そのビデオ会議端末専用機器の修理について当社の係員を派遣しないものであって、ビデオ会議サービス取扱所の営業時間外にその本機器の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</u>		

第3 削除

(4) 車両、船舶などに搭載されたことによって生じた故障及び損傷

(2) 保守期間内に保守サポートの利用の廃止があった場合 (ビデオ会議契約者(タイプ1に係るものに限ります。))は、保守期間内に保守サポートの利用の廃止があったことによる場合を含みます。)は、別記4の規定にかかわらず、残余の期間に対応する保守サービスに関する料金に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
合の料金の適用

2 料金額

<u>コーデックの区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>
<u>スタンダードモデル2</u>	<u>1台ごとに月額</u>	<u>12,000円</u> <u>(13,200円)</u>
<u>アドバンスモデル</u>	<u>1台ごとに月額</u>	<u>24,000円</u> <u>(26,400円)</u>

別表 ビデオ会議サービスの提供機能

<u>提供機能</u>	<u>内容</u>
<u>アプリケーション共有機能(タイプ1に係るものに限ります。)</u>	<u>会議参加者にインストールしてあるアプリケーションを共有することができる機能(アプリケーションの映像を他の会議参加者に見せることができる機能)</u>
<u>デスクトップ共有機能</u>	<u>会議参加者のPC上にある、アプリケーションを含むすべての機能を共有することができる機能</u>
<u>ビデオ映像機能</u>	<u>ビデオ映像にて参加者の映像を画面上に表示させる機能</u>
<u>通話機能</u>	<u>コンピュータに取り付けたマイクとスピーカを通して、音声共有することができる機能</u>

別表 ビデオ会議サービスの提供機能

<u>提供機能</u>	<u>内容</u>
<u>ビデオ映像通話機能</u>	<u>スマートグラス端末を通じて映像を共有し通話をする機能</u>

附 則 (令和3年11月29日APS1サ第00852660号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年12月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているビデオ会議サービスタイプ

1に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 附則2の場合において、契約者(タイプ1のIDプランに係る者に限ります。)は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。

ア サイト設定の変更

イ 利用者設定の変更

ウ その他契約内容の変更

4 当社は附則3の請求があった時は次の場合に限り、その請求等を承諾します。

ア 電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。

イ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。